

令和5年3月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和5年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 3 号	令和4年度湖西市一般会計補正予算(第9号)に係る専決処分の承認を求めることについて
議案第 4 号	湖西市個人番号カードの利用に関する条例制定について
議案第 5 号	湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について
議案第 6 号	湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 7 号	湖西市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について
議案第 8 号	湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 9 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 10 号	湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 11 号	湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について
議案第 12 号	湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 13 号	湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 14 号	湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 15 号	湖西市のびのび預かり事業条例の一部を改正する条例制定について
議案第 16 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 17 号	湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 18 号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
議案第 19 号	市道の路線の廃止について
議案第 20 号	市道の路線の変更について
議案第 21 号	令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）
議案第 22 号	令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 23 号	令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 24 号	令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 25 号	令和 5 年度湖西市一般会計予算
議案第 26 号	令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算



日程第 1

会議録署名議員の指名

17 番 神 谷 里 枝

18 番 二 橋 益 良

令和 5 年 2 月 17 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 34 日間とする。

令和 5 年 2 月 17 日

湖西市議会議長 馬 場 衛

議案第 1 号

湖西市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により下記の者を湖西市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 土 屋 隆 裕



議案第 2 号

湖西市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、下記の者を湖西市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 佐 原 弘 恭

## 議案第 3 号

### 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）に係る専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 専決第 1 号

### 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,007 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,674,290 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 月 30 日専決

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	5,497,524	5,007	5,502,531
	2 国庫補助金	2,915,852	5,007	2,920,859
	歳入合計	26,669,283	5,007	26,674,290

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,742,141	5,007	2,747,148
	3 戸籍住民基本台帳費	127,938	5,007	132,945
	歳出合計	26,669,283	5,007	26,674,290

## 議案第 4 号

# 湖西市個人番号カードの利用に関する条例制定について

湖西市個人番号カードの利用に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市個人番号カードの利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 18 条の規定により、個人番号カード（同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第 2 条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 18 条第 2 項第 2 号の条例で定める事務は、本市職員の出勤及び退勤の管理に関する事務であって、規則で定めるものとする。

(利用手続)

第 3 条 前条に規定する規則で定める事務に個人番号カードを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該事務に係る利用の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、当該申請をした者の個人番号カードにその申請に係る事務を処理するために必要な情報を記録するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号

# 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について

湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

# 湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させる

ことが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
  - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前 2 項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号。

以下「勤務時間条例」という。）第 15 条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定による承認

（任期の特例）

第 5 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 3 条任期付職員」という。）又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の任期を延長することが必要な場合で第 3 条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第 6 条 任命権者は、第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）又は同条第 2 項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が 5 年に満たない場合にあつては、採用した日から 5 年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第 3 条任期付職員又は任期付短時間勤務職員の任期が 3 年（前条に規定する場合にあつては、5 年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から 3 年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

（給与に関する特例）

第 7 条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000
2	422,000
3	472,000



4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 第 2 項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

第 8 条 第 3 条任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号に規定する職員である第 3 条任期付職員を除く。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同号に規定する職員である任期付短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の給料月額は、湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号。以下「給与条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮して規則で定める号給の額とする。

- 2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給与条例の適用除外等）

第 9 条 給与条例第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条の 2、第 10 条の 3 及び第 21 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）並びに湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 5 年度湖西市条例第 号）第 7 条第 3 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 165」とする。

第 10 条 給与条例第 4 条第 2 項から第 9 項までの規定は、第 3 条任期付職員には、適用しない。

- 2 第3条任期付職員に対する給与条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「職務の級及び号給」とあるのは、「職務の級」とする。
- 3 給与条例第4条第2項から第9項まで、第8条、第9条、第10条の3及び第21条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第1項、第11条第2項第2号及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「職務の級及び号給」とあるのは「職務の級」と、給与条例第11条第2項中「短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 6 号

### 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例

湖西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年湖西市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 18 条第 1 項」の次に「又は湖西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 年湖西市条例第 号）第 4 条」を加え、「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書並びに第 4 条第 2 項中「及び短時間勤務職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要性があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第 12 条第 1 項第 1 号中「及び短時間勤務職員」を「及び任期付短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 7 号

### 湖西市副市長定数条例の一部を改正する条例制定について

湖西市副市長定数条例（平成 19 年湖西市条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市副市長定数条例の一部を改正する条例

湖西市副市長定数条例（平成 19 年湖西市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「1 人」を「2 人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 8 号

# 湖西市部設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

## 湖西市部設置条例の一部を改正する条例

湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉部」を「健康福祉部  
こども未来部」に改める。

第 2 条中健康福祉部の項の次に次の 1 項を加える。

こども未来部

- (1) 次世代育成に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(湖西市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 2 湖西市子ども・子育て会議条例（平成 25 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のよ

うに改正する。

第7条中「健康福祉部」を「こども未来部」に改める。

議案第 9 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表中

「

建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請

」を

「

建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請

」に、

「

建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等への一時的な用途  
変更に係る許可申請

」を



「  
建築基準法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等への一時的な用途  
変更に係る許可申請

」に、

1戸につき	37,000円
1件につき	37,000円
1件につき	75,000円
1件につき	106,000円
1件につき	150,000円
1件につき	118,000円
1件につき	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち静岡県知事が定めるもの（以下「静岡県知事が定める基準」という。）による審査にあつては246,000円、その他の基準による審査にあつては94,000円
1件につき	静岡県知事が定める基準による審査にあつては309,000円、その他の基準による審査にあつては120,000円
1件につき	静岡県知事が定める基準による審査にあつては246,000円、その他の基準による審査にあつては94,000円
1件につき	静岡県知事が定める基準による審査にあつては309,000円、その他の基準による審査にあつては120,000円

」を

「  
1戸につき  
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査に

あつては37,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、 その他の基準による審査にあつては37,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、 その他の基準による審査にあつては75,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、 その他の基準による審査にあつては106,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、 その他の基準による審査にあつては150,000円
1件につき 118,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、 その他の基準による審査にあつては246,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、 その他の基準による審査にあつては309,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、 その他の基準による審査にあつては246,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては 120,000円、その他の基準による審査にあつては309, 000円

」に、

「

1戸につき 19,000円
1件につき 19,000円
1件につき 38,000円
1件につき 55,000円
1件につき 78,000円
1件につき 60,000円

1 件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては 124,000 円、その他の基準による審査にあつては 48,000 円
1 件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては 156,000 円、その他の基準による審査にあつては 61,000 円
1 件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては 124,000 円、その他の基準による審査にあつては 48,000 円
1 件につき 静岡県知事が定める基準による審査にあつては 156,000 円、その他の基準による審査にあつては 61,000 円

」を

「

1 戸につき 都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 18,000 円、その他の基準による審査にあつては 38,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 27,000 円、その他の基準による審査にあつては 55,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 40,000 円、その他の基準による審査にあつては 78,000 円
1 件につき 60,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 48,000 円、その他の基準による審査にあつては 124,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 61,000 円、その他の基準による審査にあつては 156,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 48,000 円、その他の基準による審査にあつては 124,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 61,000 円、その他の基準による審査にあつては 156,000 円

」に、

「

1 戸につき 37,000 円
1 件につき 37,000 円
1 件につき 75,000 円
1 件につき 106,000 円
1 件につき 150,000 円
1 件につき 118,000 円
1 件につき 省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 246,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 94,000 円
1 件につき 省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 309,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 120,000 円
1 件につき 省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 246,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 94,000 円
1 件につき 省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 309,000 円、省令

第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による  
審査にあつては 120,000 円

」を

「

1 戸につき 建築物のエネルギー消費性能の向上に  
関する法律第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エ  
ネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定める  
もの（以下この項において「市長が定める基準」と  
いう。）による審査にあつては 18,000 円、その他の  
基準による審査にあつては 37,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 18,000 円、その他の基準による審査にあつては  
37,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 35,000 円、その他の基準による審査にあつては  
75,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 51,000 円、その他の基準による審査にあつては  
106,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 75,000 円、その他の基準による審査にあつては  
150,000 円

1 件につき 118,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 94,000 円、その他の基準による審査にあつては  
246,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 120,000 円、その他の基準による審査にあつては  
309,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 94,000 円、その他の基準による審査にあつては  
246,000 円

1 件につき 市長が定める基準による審査にあつて  
は 120,000 円、その他の基準による審査にあつては

309,000 円

」に、

「

1 戸につき	19,000 円
1 件につき	19,000 円
1 件につき	38,000 円
1 件につき	55,000 円
1 件につき	78,000 円
1 件につき	60,000 円
1 件につき	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 124,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 48,000 円
1 件につき	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 156,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 61,000 円
1 件につき	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 124,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 48,000 円
1 件につき	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 156,000 円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては 61,000 円

」を

「

1 戸につき	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 35 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において「市長が定める基準」という。）による審査にあつては 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円
1 件につき	市長が定める基準による審査にあつて

は 9,000 円、その他の基準による審査にあつては 19,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 18,000 円、その他の基準による審査にあつては 38,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 27,000 円、その他の基準による審査にあつては 55,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 40,000 円、その他の基準による審査にあつては 78,000 円
1 件につき 60,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 48,000 円、その他の基準による審査にあつては 124,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 61,000 円、その他の基準による審査にあつては 156,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 48,000 円、その他の基準による審査にあつては 124,000 円
1 件につき 市長が定める基準による審査にあつては 61,000 円、その他の基準による審査にあつては 156,000 円

」に、

「

1 戸につき 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 37,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 18,000 円
1 件につき 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 37,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ

(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 18,000円
1件につき 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ (1)に規定する基準による審査にあつては75,000 円、省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ (2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 35,000円
1件につき 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ (1)に規定する基準による審査にあつては106,000 円、省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ (2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 51,000円
1件につき 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ (1)に規定する基準による審査にあつては150,000 円、省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ (2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 75,000円

」を

「

1戸につき 建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネ ルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定 する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長 が別に定めるもの（以下この項において「市長が定 める基準」という。）による審査にあつては18,000 円、その他の基準による審査にあつては37,000円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては 18,000円、その他の基準による審査にあつては37,00 0円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては 35,000円、その他の基準による審査にあつては75,00 0円
1件につき 市長が定める基準による審査にあつては 51,000円、その他の基準による審査にあつては106,0



00円

1件につき 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円

」に、

「

1 件につき 省令第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準による審査にあつては 246,000 円、省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による審査にあつては 94,000 円

」を

「

1 件につき 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する基準による審査にあつては 246,000 円、同号ロに規定する基準による審査にあつては 94,000 円

」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例

湖西市立学校設置条例（昭和 39 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「

〃 白須賀幼稚園	〃 白須賀
〃 新所幼稚園	〃 新所

」を「

〃 白須賀幼稚園	〃 白須賀
----------	-------

」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 11 号

### 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第 40 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市立認定こども園条例の一部を改正する条例

湖西市立認定こども園条例（令和元年湖西市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 号を削る。

第 6 条の見出し中「一時預かり（幼稚園型）保育料」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「実施する」を「実施するものとし、一時預かり（幼稚園型）保育料（一時預かり（幼稚園型）を利用した場合に係る利用料をいう。以下同じ。）は、別表のとおりとする」に改め、同項第 2 号中「及び幼稚園児」を削り、同条第 3 項中「又は幼稚園児」を削り、同条第 6 項を次のように改める。

6 一時預かり（幼稚園型）給食費（一時預かり（幼稚園型）に係る給食費をいう。第 8 条において同じ。）は、規則で定める。

第 7 条の見出し中「一時預かり（一般型）保育料」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「行う」を「実施する」に改め、「の額」を削り、同項第 2 号中「日額 1,250

円」を「日額 1,000 円」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 一時預かり（一般型）給食費（一時預かり（一般型）に係る給食費をいう。次条において同じ。）は、規則で定める。

第 8 条中「若しくは一時預かり（一般型）保育料」を「、一時預かり（幼稚園型）給食費、一時預かり（一般型）保育料又は一時預かり（一般型）給食費」に改める。

別表中

長期休園日一時預かり	1 日につき 1,250 円
非在籍児一時預かり	1 日につき 500 円 給食 1 回につき 250 円

を

「

長期休園日一時預かり	1 日につき 1,000 円
非在籍児一時預かり	1 日につき 500 円

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 12 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部を改正する条例

湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例（平成 29 年湖西市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「費用」を「保育料」に改め、「（「一時預かり保育料」という。）」の次に「及び一時預かりの利用に係る給食費（以下「一時預かり給食費」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「教育委員会が規則で定める」を削り、同項第 1 号中「当該園児が在籍する幼稚園において」を削り、同条第 3 項中「実施する」の次に「場所及び」を加える。

第 5 条の見出し中「一時預かり保育料」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 一時預かり給食費は、教育委員会が規則で定める。

第 6 条の見出し中「一時預かり保育料」の次に「等」を加え、「免除」を「減免」に改め、同条第 1 項中「一時預かり保育料」の次に「及び一時預かり給食費」を加え、「免除する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第 2 項中「一時預かり保育料の」を「減額又は」に改める。

第 7 条中「一時預かりの実施及び一時預かり保育料の免除について」を「この条例の施行に関し」に改める。

別表備考を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 13 号

### 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 9 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項

の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第9条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第12条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

第16条第2項中「措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第47条第2項中「第3条」を「第3項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第47条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第9



条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

## 議案第 14 号

### 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するも  
のとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例（平成 26 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 15 号

### 湖西市のびのび預かり事業条例の一部を改正する条例制定について

湖西市のびのび預かり事業条例（平成 17 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市のびのび預かり事業条例の一部を改正する条例

湖西市のびのび預かり事業条例（平成 17 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「満 2 歳」を「満 1 歳」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

利用時間	料金（1 人当たり）
最初の 1 時間	300 円
1 時間を超えた場合	以降 30 分ごとに 150 円上乗せ

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 16 号

### 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第 8 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 15 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の条例第 8 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう

努めなければ」とする。

議案第 17 号

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する  
条例の一部を改正する条例

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 5 号中「若しくは熱源等」を削る。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 17 条関係）

料金区分			算定基礎	金額	備考
一 般 廃 棄 物	指 定 袋 に よ	家 庭	1 袋につき	10 円	20 リットル相当
			1 袋につき	15 円	30 リットル相当

処理手数料	るもの		1袋につき	22.5円	45リットル相当
		粗大ごみ戸別収集	家庭	1品目につき	1,000円以内で規則に定める額
	塵芥処理場への直接搬入によるもの	家庭	1回につき	500円	1 100キログラムを超える場合にあっては、500円に10キログラムまでを増すごとに50円を加算する。 2 資源物として、市長が定めるものは除く。
		事業		1,200円	1 100キログラムを超える場合にあっては、1,200円に10キログラムまでを増すごとに120円を加算する。 2 一般廃棄物と産業廃棄物を混載している場合は、産業廃棄物とみなす。
	産業廃棄物処理使用料		10キログラムにつき	220円	1 10キログラム未満は、10キログラムとみなす。 2 容量に比して重量が著しく少ないものは、5割増の料金とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 議案第 18 号

### 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 3 項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約（平成 20 年総行市第 1 号）を次のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

### 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成 20 年総行市第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 6 条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

## 議案第 19 号

### 市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
浜名 12 号線	湖西市新居町浜名 字新町	湖西市新居町浜名 字新町	

## 議案第 20 号

### 市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線の変更をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路 線 名	新旧別	起 点	終 点	重要な経過地
浜名 27 号線	旧	湖西市新居町浜名 字北山	湖西市新居町浜名 字北山	
	新	湖西市新居町浜名 字北山	湖西市新居町浜名 字北山	

## 議案第 21 号

### 令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 4 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 886,723 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,561,013 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	10,683,992	750,000	11,433,992
	1 市民税	3,881,457	750,000	4,631,457
11	地方交付税	310,665	83,045	393,710
	1 地方交付税	310,665	83,045	393,710
15	国庫支出金	5,502,531	△96,624	5,405,907
	1 国庫負担金	2,546,846	125	2,546,971
	2 国庫補助金	2,920,859	△96,749	2,824,110
16	県支出金	1,506,693	77,849	1,584,542
	1 県負担金	929,785	△1,013	928,772
	2 県補助金	465,142	78,862	544,004
18	寄附金	322,570	5,081	327,651
	1 寄附金	322,570	5,081	327,651
19	繰入金	1,898,280	△430,000	1,468,280
	1 基金繰入金	1,851,955	△430,000	1,421,955
21	諸収入	571,313	540,072	1,111,385
	5 収益事業収入	300,000	540,000	840,000
	6 雑入	255,999	72	256,071
22	市債	2,437,600	△42,700	2,394,900
	1 市債	2,437,600	△42,700	2,394,900
	歳入合計	26,674,290	886,723	27,561,013

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	2,747,148	994,546	3,741,694
	1 総務管理費	2,202,853	994,546	3,197,399
3	民生費	8,006,993	9,021	8,016,014
	1 社会福祉費	3,838,230	△968	3,837,262
	2 児童福祉費	3,702,595	9,989	3,712,584
4	衛生費	6,988,176	△160,783	6,827,393
	1 保健衛生費	1,428,727	△19,781	1,408,946
	2 清掃費	4,571,600	△168,374	4,403,226
	3 環境対策費	49,571	27,372	76,943
6	農林水産業費	299,345	80,000	379,345
	1 農業費	248,016	80,000	328,016
7	商工費	861,820	△30,590	831,230
	1 商工費	861,820	△30,590	831,230
8	土木費	2,454,612	△82,600	2,372,012
	3 河川費	29,154	△1,500	27,654
	4 都市計画費	1,233,497	△88,100	1,145,397
	7 港湾費	66,136	7,000	73,136
9	消防費	1,289,346	△20,534	1,268,812
	1 消防費	1,289,346	△20,534	1,268,812
10	教育費	1,963,592	97,663	2,061,255
	1 教育総務費	580,279	△3,168	577,111
	2 小学校費	262,556	58,055	320,611
	3 中学校費	285,857	2,517	288,374
	6 社会教育費	301,605	935	302,540
	7 保健体育費	326,164	39,324	365,488
	歳 出 合 計	26,674,290	886,723	27,561,013

第2表 債務負担行為補正

(1) 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和4年度事務機器等リース料（追加分）	令和4年度～令和9年度	13,835
通信指令装置保守点検業務	令和4年度～令和5年度	21,759

(2) 変更

(単位 千円)

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新居斎場空調等改修業務	令和5年度	36,600	令和5年度	61,000

第3表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
施設等整備事業	19,800	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	10,800	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
斎場整備事業	110,100			91,800			
廃棄物処分場整備事業	1,549,200			1,506,600			
道路整備事業(街路)	13,500			29,800			
消防車両整備事業	20,100			11,400			
小学校施設維持補修事業	4,600			25,000			
中学校施設維持補修事業	32,800			32,000			



第4表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎維持管理事業	118,800
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所等助成事業	5,100
4 衛生費	2 清掃費	ごみ処理施設管理運営事業	111,827
	3 環境対策費	省エネルギー設備導入支援事業	36,761
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興推進事業	10,000
		畜産振興対策事業	80,000
8 土木費	2 道路橋梁費	地元要望道路改良事業	4,000
	4 都市計画費	市街化調整区域における地区計画適用の基本方針策定事業	7,634
		鷺津駅谷上線整備事業	51,388
		浜名弁天線整備事業	22,000
		組合土地区画整理事業	43,500
9 消防費	1 消防費	消防施設等整備事業	4,672
		浜名港海岸津波対策施設等整備事業	15,844
		源太山地区急傾斜地崩壊対策事業	6,479
10 教育費	1 教育総務費	教育施設管理事業	5,808
	2 小学校費	学校感染症対策等支援事業（各小学校管理運営事業）	6,693
		小学校施設整備事業	53,300
	3 中学校費	学校感染症対策等支援事業（各中学校管理運営事業）	4,046

## 議案第 22 号

### 令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 3 号)

令和 4 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,538,652 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	繰入金	342,661	△18,300	324,361
	1 他会計繰入金	320,661	3,700	324,361
	2 基金繰入金	22,000	△22,000	0
7	繰越金	57,573	13,300	70,873
	1 繰越金	57,573	13,300	70,873
	歳 入 合 計	5,543,652	△5,000	5,538,652

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	諸支出金	44,032	△5,000	39,032
	1 償還金及び還付加算金	36,458	△5,000	31,458
	歳 出 合 計	5,543,652	△5,000	5,538,652

## 議案第 23 号

### 令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 4 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,383,565 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	109	27	136
	1 財産運用収入	109	27	136
8	繰越金	66,474	403	66,877
	1 繰越金	66,474	403	66,877
	歳入合計	4,383,135	430	4,383,565

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	43,629	293	43,922
	1 総務管理費	16,901	293	17,194
2	介護給付費	3,943,176	110	3,943,286
	1 介護サービス等諸費	3,943,176	110	3,943,286
5	基金積立金	109	27	136
	1 基金積立金	109	27	136
	歳出合計	4,383,135	430	4,383,565

## 議案第 24 号

### 令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正 予算（第 2 号）

令和 4 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10,571 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 835,032 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	657,150	15,612	672,762
	1 保険料	657,150	15,612	672,762
3	繰入金	146,273	△5,041	141,232
	1 一般会計繰入金	146,273	△5,041	141,232
	歳入合計	824,461	10,571	835,032

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	広域連合納付金	797,464	10,571	808,035
	1 広域連合納付金	797,464	10,571	808,035
	歳出合計	824,461	10,571	835,032

## 令和 5 年度湖西市一般会計予算

令和 5 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,200,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 11,420,961
	1 市民税	4,415,685
	2 固定資産税	6,007,635
	3 軽自動車税	228,133
	4 市たばこ税	361,670
	6 都市計画税	407,838
2 地方譲与税		223,792
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	8,792
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		50,000
	1 配当割交付金	50,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 法人事業税交付金		250,000
	1 法人事業税交付金	250,000
7 地方消費税交付金		1,650,000
	1 地方消費税交付金	1,650,000
8 ゴルフ場利用税交付金		19,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,000
9 環境性能割交付金		36,000
	2 環境性能割交付金	36,000
10 地方特例交付金		50,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
		千円
11	地方交付税	100,000
	1 地方交付税	100,000
12	交通安全対策特別交付金	10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13	分担金及び負担金	253,907
	2 負担金	253,907
14	使用料及び手数料	425,947
	1 使用料	264,708
	2 手数料	161,239
15	国庫支出金	4,215,713
	1 国庫負担金	2,320,265
	2 国庫補助金	1,885,056
	3 委託金	10,392
16	県支出金	1,683,798
	1 県負担金	924,374
	2 県補助金	636,916
	3 委託金	122,508
17	財産収入	30,102
	1 財産運用収入	19,334
	2 財産売払収入	10,768
18	寄附金	250,070
	1 寄附金	250,070
19	繰入金	1,561,201
	1 基金繰入金	1,561,182
	2 特別会計繰入金	19
20	繰越金	500,000

款	項	金 額
		千円
	1 繰越金	500,000
21 諸収入		666,109
	1 延滞金	17,125
	2 市預金利子	59
	4 受託事業収入	285
	5 収益事業収入	400,000
	6 雑入	248,640
22 市債		2,736,400
	1 市債	2,736,400
	歳 入 合 計	26,200,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 182,539
	1 議会費	182,539
2 総務費		2,806,160
	1 総務管理費	2,263,076
	2 徴税費	315,672
	3 戸籍住民基本台帳費	136,584
	4 選挙費	54,817
	5 統計調査費	12,646
	6 監査委員費	23,365
3 民生費		6,847,970
	1 社会福祉費	3,366,566
	2 児童福祉費	3,007,070
	3 生活保護費	466,008
4 衛生費	4 災害救助費	8,326
		6,531,812
	1 保健衛生費	1,347,105
	2 清掃費	4,250,581
5 労働費	3 環境対策費	46,068
	4 病院費	888,058
		71,658
	1 労働諸費	71,658
6 農林水産業費		214,753
	1 農業費	194,614
	2 林業費	18,545
	3 水産業費	1,594
7 商工費		1,198,118

款	項	金額
		千円
	1 商工費	1,198,118
8	土木費	2,513,924
	1 土木管理費	202,281
	2 道路橋梁費	858,704
	3 河川費	40,985
	4 都市計画費	1,238,007
	5 住宅費	107,425
	7 港湾費	66,522
9	消防費	1,329,499
	1 消防費	1,329,499
10	教育費	2,738,593
	1 教育総務費	535,315
	2 小学校費	263,036
	3 中学校費	584,312
	4 幼稚園費	712,766
	6 社会教育費	299,034
	7 保健体育費	344,130
11	災害復旧費	1,796
	1 農林水産業施設災害復旧費	236
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,713,178
	1 公債費	1,713,178
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	26,200,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度コンピュータシステムリース料 (9件)	令和6年度～ 令和10年度	201,295
令和5年度事務機器等リース料 (7件)	令和6年度～ 令和9年度	6,218
令和5年度車両リース料 (10件)	令和6年度～ 令和10年度	30,975
広報こさい印刷製本業務	令和5年度～ 令和6年度	6,338
包括施設管理業務	令和5年度～ 令和10年度	969,905
新居地域センター改修事業	令和6年度	211,960
老人福祉センター指定管理業務 (追加分)	令和6年～ 令和7年度	1,282
子ども・子育て支援事業計画策定業務	令和6年度	4,444
ふれあい交流館指定管理業務 (追加分)	令和6年度～ 令和7年度	1,514
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設水質分析	令和5年度～ 令和6年度	4,000
環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託 (追加分)	令和6年度～ 令和25年度	122,800
衛生プラント運営事業	令和6年度	159,363
鷺津跨線人道橋橋梁補修工事に伴うJR委託業務	令和6年度	68,000
学校給食業務 (5件)	令和5年度～ 令和8年度	501,633
学校給食センター整備・運営事業	令和5年度～ 令和23年度	6,139,962
ICT支援員派遣業務 (2件)	令和5年度～ 令和8年度	64,122
鷺津中学校長寿命化事業	令和6年度～ 令和7年度	856,575
こども園給食業務	令和5年度～ 令和8年度	139,030

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	5,700	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
支所整備事業	292,600			
放課後児童クラブ整備事業	40,100			
保育園解体事業	51,200			
斎場整備事業	165,000			
斎場管理運営事業	45,700			
廃棄物処分場整備事業	1,305,500			
畜産振興対策事業	12,300			
土地改良整備事業	4,500			
道路整備事業	308,100			
道路整備事業(街路)	15,600			
公園整備事業	12,700			
市営住宅建設事業	20,000			
港湾事業	59,300			
地震対策事業	43,100			
湖西市消防防災センター建設事業	67,600			
耐震性貯水槽整備事業	13,000			
消防車両整備事業	5,100			
小学校施設維持補修事業	11,200			
中学校施設維持補修事業	186,100			
体育施設改修等事業	72,000			
計	2,736,400			

## 令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,517,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	国民健康保険税	1,034,345
	1 国民健康保険税	1,034,345
2	使用料及び手数料	241
	1 手数料	241
3	国庫支出金	150
	2 国庫補助金	150
4	県支出金	4,001,357
	2 県補助金	4,001,357
5	財産収入	113
	1 財産運用収入	113
6	繰入金	414,048
	1 他会計繰入金	315,048
	2 基金繰入金	99,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	16,746
	1 延滞金	6,213
	2 加算金	2
	3 預金利子	1
	4 雑入	10,530
	歳入合計	5,517,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	18,214
	1 総務管理費	10,283
	2 徴税費	7,698
	3 運営協議会費	233
2	保険給付費	3,882,598
	1 療養諸費	3,391,711
	2 高額療養費	470,420
	3 出産育児諸費	15,007
	4 葬祭諸費	4,750
	5 移送費	110
	6 傷病手当諸費	600
3	国民健康保険事業費納付金	1,500,573
	1 医療給付費分	967,145
	2 後期高齢者支援金等分	401,879
	3 介護納付金分	131,549
4	共同事業拠出金	1
	1 共同事業拠出金	1
6	保健事業費	72,412
	1 保健事業費	5,941
	2 特定健康診査等事業費	66,471
7	基金積立金	113
	1 基金積立金	113
8	公債費	40
	1 公債費	40
9	諸支出金	33,049
	1 償還金及び還付加算金	33,048

款	項	金 額
	2 繰出金	千円 1
10 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	5,517,000

## 議案第 27 号

### 令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,361,631 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1	介護保険料	1,050,718
	1 介護保険料	1,050,718
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	907,976
	1 国庫負担金	706,721
	2 国庫補助金	201,255
4	支払基金交付金	1,127,001
	1 支払基金交付金	1,127,001
5	県支出金	624,474
	1 県負担金	576,181
	3 県補助金	48,293
6	財産収入	183
	1 財産運用収入	183
7	繰入金	626,150
	1 一般会計繰入金	615,667
	2 基金繰入金	10,483
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	25,117
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	25,115
	歳入合計	4,361,631

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	46,638
	1 総務管理費	17,613
	2 介護認定費	29,025
2	介護給付費	3,964,889
	1 介護サービス等諸費	3,964,889
4	地域支援事業費	337,986
	1 地域支援事業費	337,986
5	基金積立金	183
	1 基金積立金	183
6	公債費	123
	1 公債費	123
7	諸支出金	1,812
	1 償還金及び還付加算金	1,811
	2 繰出金	1
8	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	4,361,631

## 令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 843,442 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 2 月 17 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 689,459
	1 保険料	689,459
2 使用料及び手数料		15
	1 手数料	15
3 繰入金		152,316
	1 一般会計繰入金	152,316
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,651
	1 延滞金	50
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,600
	3 預金利子	1
歳 入 合 計		843,442

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 30,269
	1 総務管理費	27,971
	2 徴収費	2,298
2 広域連合納付金		811,556
	1 広域連合納付金	811,556
3 諸支出金		1,617
	1 償還金及び還付加算金	1,600
	2 繰出金	17
歳 出 合 計		843,442



第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度コンピュータシステムリース料(1件)	令和6年度～令和10年度	4,215

議案第 29 号

令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数		9,200戸
(2) 年間総処理水量		2,454,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量		6,700m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長 2,300m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			1,260,460 千円
第 1 項 営業収益			387,389 千円
第 2 項 営業外収益			873,070 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			1,248,177 千円
第 1 項 営業費用			1,104,689 千円
第 2 項 営業外費用			142,158 千円
第 3 項 特別損失			330 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 290,674 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 55,392 千円、過年度分損益勘定留保資金 67,287 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 167,995 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,530,917 千円
第1項 企 業 債		1,001,200 千円
第3項 他 会 計 出 資 金		74,984 千円
第5項 他 会 計 補 助 金		35,183 千円
第7項 補 助 金		408,273 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金		11,277 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		1,821,591 千円
第1項 建 設 改 良 費		1,070,248 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		751,343 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
湖西浄化センター汚泥処理棟耐震 工事委託に関する協定	令和6年度～令和6年度	240,000 千円
湖西浄化センター中央監視装置更 新工事委託に関する協定	令和6年度～令和6年度	269,000 千円
湖西浄化センター汚泥脱水系電気 更新工事委託に関する協定	令和6年度～令和6年度	251,000 千円
湖西浄化センター汚泥脱水設備機 械更新工事委託に関する協定	令和6年度～令和6年度	580,000 千円
土木積算システムリース料	令和6年度～令和10年度	5,865 千円
水質管理業務 湖西浄化センター	令和5年度～令和6年度	2,937 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	614,600千円	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	386,600千円			
計	1,001,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 85,097千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、539,330千円である。

令和5年2月17日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 30 号

### 令和 5 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		26,500戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,621,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量		18,140m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 4,396m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,214,470 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,084,976 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		129,474 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,252,569 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,240,903 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		10,636 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 522,704 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 51,746 千円、当年度分損益勘定留保資金 362,439 千円並びに建設改良積立金 108,519 千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入		235,637 千円
第1項 企 業 債		193,000 千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第4項 補 助 金		34,203 千円
第5項 そ の 他 資 本 的 収 入		8,424 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出		758,341 千円
第1項 建 設 改 良 費		705,631 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		52,710 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
知波田配水場更新工事	令和6年度～令和6年度	206,000 千円
水道スマートメーターによる時間 帯別料金体系構築事業	令和6年度～令和9年度	473,500 千円
公用車リース料	令和6年度～令和10年度	2,766 千円
土木積算システムリース料	令和6年度～令和10年度	4,155 千円
土木積算 CAD システムリース料	令和6年度～令和10年度	11,154 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	193,000 千円	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 101,311 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、108,842 千円と定める。

令和5年2月17日提出

湖西市長 影山剛士

## 議案第 31 号

### 令和 5 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 5 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	20,496人
1日平均患者数	56人
(3) 年間外来患者数	85,536人
1日平均患者数	352人
(4) 主要な建設改良事業	
防水改修工事他	57,310千円
医療機器等購入	78,271千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益		3,028,004 千円	
第 1 項 医業収益		2,276,873 千円	
第 2 項 医業外収益		751,118 千円	
第 3 項 特別利益		13 千円	
	支	出	
第 1 款 病院事業費用		3,423,470 千円	
第 1 項 医業費用		3,327,860 千円	
第 2 項 医業外費用		91,983 千円	
第 3 項 特別損失		2,627 千円	
第 4 項 予備費		1,000 千円	



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 123,596 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,622 千円、過年度分損益勘定留保資金 121,974 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資本的収入		200,117 千円
第1項 企業債		135,500 千円
第2項 負担金		64,615 千円
第3項 固定資産売却代金		1 千円
第4項 寄附金		1 千円
支 出		
第1款 資本的支出		323,713 千円
第1項 建設改良費		200,052 千円
第2項 企業債償還金		123,661 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設改良事業	57,300 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
医療器械備品購入事業	78,200 千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業

費用と医業外費用の間の流用

- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (3) 過年度損益修正損に不足が生じた場合における医業外費用と特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,875,147 千円
- (2) 交際費 734 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、573,854 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、434,918 千円と定める。

令和5年2月17日提出

湖西市長 影山 剛士